

群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

令和5年3月23日
選挙管理委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広域連合条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 条例の施行については、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年広域連合規則第5号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規程（平成19年選挙管理委員会告示第5号）は、廃止する。